

## 調査の対象（案）

### 1. 対象者の定義について

前回の議論を踏まえ、対象者の定義を、「何らかの障害が継続して認められ、支援を必要とする者」とする。

### 2. 定義に該当する調査対象者の範囲について

#### （1）障害の状況の示し方

- ・ワシントングループ上における質問項目を参考に対象者の状況を列挙する。
- ・家庭生活や社会生活上の支援が必要となる例示を適宜追加して示す（食事、排泄、移動に困難を伴うなど）。
- ・児童については、発達状況等により特別の支援を必要としている児童を対象とすることでどうか。

#### （2）障害の継続性についての考え方

- ・障害の状態がどの程度の期間継続している者を調査対象とするかについては、現時点では新しい総合的な福祉制度の対象者が明らかでなく、調査対象となる者の範囲を幅広くしておくことが適当であることから、諸外国の制度の前例等を参考（裏面）に、6ヶ月程度（見込みを含む）としてはどうか（※なお、障害の状態が継続している期間の区分に応じて集計ができるような調査項目の設定が必要と考えられる）。
- ・障害の状態にある期間中における症状等の変動や発生頻度を勘案するかどうかについては、これによって調査対象者であるか否かを区分する明確な基準を設定することは困難であり、治療等による改善傾向にある場合を除き、調査上の特段の勘案を要しないこととしてはどうか。

#### （3）具体的な調査対象者の表示（案）

- ・以下の状況に、明らかな改善傾向がなく概ね6ヶ月以上該当するもの又は該当することが見込まれるもの

- ①眼鏡等の機器を使用しても、見るのに苦勞を伴う
- ②補聴器等の機器を使用しても、聞くのに苦勞を伴う
- ③歩行又は階段の登り下りに苦勞を伴う
- ④思い出しや集中するのに苦勞を伴う
- ⑤入浴や衣服の着脱に苦勞を伴う
- ⑥食事、排泄、家庭内での移動に苦勞を伴う
- ⑦話し言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらおうこと）を行うことに苦勞を伴う
- ⑧倦怠感、疲れやすさ、その他心身の不調により、横になって安静にしているほかないほどの状態が頻繁にある
- ⑨児童の場合は、発達状況などからみて特別の支援や配慮をしている

【参考】

| 国名      | 障害の継続に関する規程等のあるものの例示   |
|---------|--|
| フランス    | ・主要な障害者福祉制度のうち障害の結果生じた必要性を満たすための費用を個別に補償する「障害補償給付」の条件の一つとして、「 <u>障害が1年以上続く見込み</u> 」とされている  |
| ドイツ     | ・障害者雇用に関し障害者の定義にかかる法原則としている社会法典において、「ある人の身体的機能、知的能力又は精神状態が、 <u>6ヶ月以上にわたり、その年齢に典型的な状態とは異なる確率が高く、そのため社会生活への参画が侵害されているならば、障害があるという。侵害が見込まれている場合には、障害のおそれがあるという。</u> 」とされている。  |
| アメリカ    | ・社会保障障害保険（SSDI）及び障害を理由とする補足的所得補償（SSI）の給付対象となる障害は、社会保障法（Social Security Act）において、「 <u>障害とは、死に至ることもあり得るものであるか、12ヶ月以上継続したか、継続すると予期できるものであって、かつ、医学的に決定可能である身体的又は精神的損傷のために、いかなる実質的な収入活動にも従事できない状態をいう。</u> 」とされている。<br>・2000年国勢調査における障害の有無に関する質問においては、「 <u>6ヶ月以上続く身体的、精神的または情緒的状态のために、この人は次の活動をする際に何か困難がありますか</u> 」とされている。 |
| オーストラリア | ・「障害・高齢及び介護者実態調査」において、障害の定義は、「 <u>日常的活動を制約するような、6ヶ月以上続いているか続くと見込まれる制限であって次のものが含まれる</u> 」などとされている。  |
| 日本      | ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者の定義では、例えば「 <u>視覚、聴覚等の障害で、永続するもの</u> 」などとされている。<br>・国民年金法に基づく障害基礎年金の支給要件として、「 <u>初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日（その期間内にその傷病が、治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む）とし、・・・）</u> 」とされている。   |

【参照した文献】

- ・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター編集、資料シリーズ NO. 49、「欧米諸国における障害認定制度」
- ・リハビリテーション研究、NO. 121、2004. 12 講座・日本の障害者統計、第5回「世界の中での日本」日本社会事業大学 佐藤久夫